

## 在宅勤務推進法案(HR1722)が議会を通過

2010年11月22日  
JETRO NY 中槇、横田

中間選挙後のいわゆるレームダック・セッションが開催されている中、米国下院は18日、既に上院を通過していた政府職員の在宅勤務推進法案(Telework Enhancement Act of 2010)を承認し、同法案は議会を通過した<sup>1</sup>。通過法案は即日大統領府に送られ、これにより同法案成立には大統領の署名を残すのみとなった<sup>2</sup>。

今回議会を通過した法案は、政府職員に関して定める合衆国法典第5編(5 U.S.C. Government Organization and Employees)のパートⅢ(Employees)に、在宅勤務(テレワーク)の拡大に向けた取組を政府機関に促すような規定を盛り込むものである。

同法案は、政府全体の在宅勤務について規定するものであるが、特筆すべきは、在宅勤務に係る旅費支出テストプログラムに関し(同法案第3章)、同テストプログラムへ政府機関が参加するための要件や報告義務などが定められている中、米国特許商標庁(USPTO)に対してのみ明示的に同テストプログラムを実施し、同法案で規定された実施状況の報告や評価を行うことを義務付ける条文が組み込まれていることである。

同テストプログラムでは、①USPTOに採用され、在宅勤務の資格のある職員が、②通勤圏外での勤務を申請し、③USPTO側の必要性ではなく、職員側の都合を申請の理由とする場合、USPTOまでの往復旅費の受け取りを放棄することを条件に、当該在宅勤務の申請が承認される。在宅勤務者は、従来のように特定の期間毎に定められた日数を指定の勤務地(duty station)に出勤する義務はなく、特別な出勤(旅費の支払い有り)の最大日数が合理的な範囲で定められることになる。

具体的には、現行のUSPTOの在宅勤務においては、2週間に2日はバージニア州アレキサンドリアにあるUSPTO庁舎に出勤する義務があるが、当該テストプログラムに従えば、かかる定期的な出勤義務がなくなり、在宅勤務の資格を有するUSPTO職員は実際上、米国のどこにでも在住し働くことが可能な選択肢が与えられることとなった。他方、USPTOに対しては、当該テストプログラムに沿って、在宅勤務により期待されるコスト削減効果と得られる利益との分析や、プログラムの有効性評価の指標を設定し、その評価について報告することが求められる他、監視委員会を設けること、テレカンファレンスやビデオカンファレンスなどの技術活用等による在宅勤務の有効性向上を図ることなども求められることになる。

---

<sup>1</sup> [条文](#) (PDF)

<sup>2</sup> これに先立つ5月、カッポスUSPTO長官は自身のブログにおいて、同法案が議会で議論されていることを歓迎し、同法案成立に向けて議会と協力していくと述べていた。[カッポス長官ブログ](#) 10年7月20日付の投稿参照)

USPTOは、連邦政府機関の中でも早くから在宅勤務を導入し、政府機関の間でも先導的な役割を務め、最も在宅勤務を積極的に推し進めている機関として評価を受けている。毎年在宅勤務の取組に係る賞を受賞しており、2010年は「Federal Telework Driver Award」を受賞するとともに、ワシントンポスト紙等でもその積極的な取組が取り上げられているところである。また、USPTOは在宅勤務に関する年次報告書を公表しているとともに<sup>3</sup>、連邦人事管理局(Office of Personnel management)も連邦政府全体の在宅勤務状況に係る年次報告書を公表している<sup>4</sup>。

なお、同法案の議会通過に伴い、ワシントンポスト紙は記事を掲載し(11月18日付)、USPTOは在宅勤務により約5万スクエアフィート(約4650平方メートル)を節約し、年間150万ドルの賃貸料節約に繋がっているとのリンチ議員(民、マサチューセッツ)の発言を紹介している。また、同記事でも言及されているとおり、オバマ政権は在宅勤務の推進に積極的であることから、大統領の署名についてもスムーズに行われることが予想される。

(その他の主な法案概要)

- 政府機関は同法案の施行から180日以内に、在宅勤務資格のある職員に対する在宅勤務認定をどのように行うかのポリシーの策定、在宅勤務資格のある職員の判定、在宅勤務有資格者全員への連絡、を行う。
- 在宅勤務実施にあたっては政府機関と職員との間で書面による合意を交わすこと、在宅勤務開始前には事前に必要な研修を受講すること<sup>5</sup>などの事前要領を定める。
- 在宅勤務強化、及び取組評価に関し、各担当政府機関に必要な役割を振りつける。具体的には、連邦人事管理局は在宅勤務実施にあたって他機関を支援すべきことや、行政予算管理局(Office of Management and Budget)はセキュリティに係るガイダンスを策定すること、各政府機関は在宅勤務管理責任者(Telework Managing Officer)を任命すること、連邦人事管理局や会計検査院長(Comptroller General)等は在宅勤務プログラムに関する実施状況や評価等について議会に報告すること。

(了)

<sup>3</sup> [USPTO 2009 Telework Annual Report](#) (PDF)

<sup>4</sup> [Status of Telework in the Federal Government 2009 \(09年8月\)](#) (PDF)

<sup>5</sup> 各政府機関の長は、既に在宅勤務を行っている者に対して研修が不要であると決定することができる。